

### 第 3 9 号議案

足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 6 年足立区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し及び同条第 1 項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第 9 条の見出し中「さく」を「柵」に改める。

第 1 0 条第 2 項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第 1 足立北部地域東伊興地区地区整備計画区域の項中「平成 1 6 年 6 月 2 4 日足立区告示第 2 2 7 号」を「平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日足立区告示第 4 9 2 号」に改める。

別表第 2 地区整備計画の区域の名称の部建築物の用途の制限の款ウの欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定、第 1 0 条の改正規定及び別表第 2 の改正規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地区計画の変更に伴うもののほか、建築基準法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。